

令和2年12月23日

# 厚生常任委員会報告資料

健康医療局

## 目 次

ページ

- 1 県の宿泊療養施設における入所者の死亡について..... 1
- 2 年末年始の発熱診療等医療機関等に対する協力金の支給について... 3
- 3 臨時の医療施設について ..... 6

## 1 県の宿泊療養施設における入所者の死亡について

県が運営する新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設において、療養中の方が亡くなられた事案に対する現時点での対応状況等について報告する。

### (1) 課題と対応状況

#### ア 課題

- ・療養者の体調悪化や体調急変時等における対応
- ・療養者の体調急変を迅速に把握する仕組みの不足
- ・自宅・宿泊療養の在り方

#### イ 対応状況

##### (ア) 体調悪化や体調急変時等の定量的な判断基準の導入

体調悪化や体調急変時、またはそれが想定される場合において、電話連絡に応答しない回数や血中酸素飽和度の数値などにより状況を定量的に捉え、療養者の命を守る行動を起こすこととした。

##### (イ) 療養者の安否確認に特化した電話連絡の追加

12月15日から、宿泊及び自宅での療養者に対し、従来の健康観察のほかに、毎日8時半と15時半に、安否確認に特化した電話連絡をおこなうこととした。これにより、県職員の人員体制を33名補充した。

また、保健所設置市及び保健福祉事務所から、電話による安否確認がとれなかった自宅療養者の自宅に職員が訪問し、安否確認を行う体制を整えた。

##### (ウ) 専門職員の追加配置

療養者の健康観察や体調悪化時の対応に従事する職員として、医師を1名、看護師を1名、保健師を2名追加配置した。

##### (エ) パルスオキシメーターの支給

原則、自宅療養者全員にパルスオキシメーターを貸し出すこととし、今後宿泊療養者にも同様に療養期間中パルスオキシメーターを支給する。

#### ウ 今後の対応

現在、人員体制の強化により実施し始めた自宅療養者への安否確認について、AIを活用した電話対応サービスを導入することで、電話連絡の迅速化を図るとともに、専門職員の追加配備を行い、健康観察を充実させる。

また、本事案に関する第三者検証委員会を開催し、その検証結果を踏まえた再発防止対策を実施する。

## (2) 第三者検証委員会の設置

徹底した原因究明のほか、再発防止対策、今後の宿泊療養施設運営の在り方等について審議するため、外部の専門家を構成員とした第三者検証委員会を12月25日に設置し、同日に第一回検証委員会を開催する。

### ア 構成員

- ・ 児玉 こだま 安司 やすし (弁護士 (第二東京弁護士会所属))
- ・ 戸張 とばり 実 みのる (戸張会計事務所 公認会計士)
- ・ 橋本 はしもと 廸生 みちお (公益財団法人日本医療機能評価機構常務理事)
- ・ 前田 まえだ 康行 やすゆき (弁護士 (神奈川県弁護士会所属))

### イ 検証内容

- ・ 原因究明
- ・ 再発防止策の評価、検証
- ・ 今後の自宅・宿泊療養施設運営の在り方

## 2 年末年始の発熱診療等医療機関等に対する協力金の支給について

年末年始休業予定であった県指定の発熱診療等医療機関や病院等において、県からの要請に応じて、年末年始の開業を行う医療機関等に対して協力金を支給することとしたので報告する。

### (1) 概要

新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大が懸念される中、年末年始（12月29日～1月3日）の医療提供体制の確保が課題となっている。そこで、年末年始に発熱患者の診療や新型コロナウイルス感染患者の入院受入れを行う医療機関等に対し、協力金を支給することにより、医療機関等の財政的負担を軽減するとともに、年末年始の医療提供体制の拡充を図る。

### (2) 現状と課題等

#### ア 現状

県では、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行に備え、国の方針に基づき、発熱患者の診療を行う「発熱診療等医療機関」を指定し、現在、診療所やクリニック等を中心に、約1,600の医療機関が登録している。

#### イ 懸念事項

診療所やクリニックは、例年、年末年始は休診するところが多いことから、事前に「発熱診療等医療機関」の年末年始の診療体制について調査を行ったところ、年末年始の診療を行うところは約1割との回答であった。現在、本県の新型コロナウイルス感染状況は拡大傾向にあり、現状のままでは、年末年始の発熱患者の受入れ体制が不十分と考えられる。

陽性患者を受け入れる医療機関においても、重症、中等症ともに患者数が増加しており、医療現場には大きな負荷がかかっている。通常、冬期は、心疾患や脳血管疾患などの重篤な症例が増える時期である。

#### ウ 必要性

年末年始においても陽性患者を積極的に受け入れてもらうためには、入院患者の受入れについても医療機関への支援が必要である。

さらに、薬局についても、年末年始については医療機関と同様の状況であり、地域にかかわらず一定数の薬局に対応してもらう必要がある。

### (3) 事業内容

#### ア 協力金支給対象期間

令和2年12月29日（火）～令和3年1月3日（日）

## イ 協力金支給対象医療機関等

### (ア) 医療機関

- ① 神奈川県指定を受けた「発熱診療等医療機関」
- ② 新型コロナウイルス感染症陽性者の入院受入を行う「神奈川モデル認定医療機関」
- ③ 発熱患者のオンライン診療を行う医療機関  
(県内に医療施設を開設する者)

### (イ) 薬局

県又は県薬剤師会から要請を受けた県内の保険薬局  
(県内市区町 57 の地域に各 4 件程度)

## ウ 支給要件等

### (ア) 医療機関

#### a 発熱診療等医療機関

令和 2 年 12 月 29 日から令和 3 年 1 月 3 日までの期間に、1 日あたり合計 4 時間以上、発熱患者等の診療を実施する体制を確保した場合、県の「発熱等診療予約センター」からの予約を受ける医療機関(約 600 か所)には、1 日あたり 50 万円を支給(日数に応じて支給)。県の「発熱等診療予約センター」からの予約を受けない医療機関(約 1,000 か所)には、1 日あたり 15 万円を支給(日数に応じて支給)。

年末・年始の診療の実施内容(診療日、診療時間等)について、事前に県に「登録」を依頼。

登録情報は一般への公表は行わず、県の「発熱等診療予約センター」や保健所、医師会等、関係機関で共有。

### (イ) 神奈川モデル認定医療機関

令和 2 年 12 月 29 日から令和 3 年 1 月 3 日までの期間に受け入れた新規入院患者(陽性確定者)の 1 日あたりの入院受入れ人数に応じて協力金を支給。

#### 【1 日あたりの受入人数】

1 人目：20 万円、2 人目：30 万円、3 人目：40 万円、  
4 人目：50 万円、5 人目から 60 万円

(例) ひとつの医療機関が 1 日に 7 人の陽性患者の入院を受け入れた場合  
 $20 \text{万} + 30 \text{万} + 40 \text{万} + 50 \text{万} + 60 \text{万} + 60 \text{万} + 60 \text{万} = 320 \text{万円} / \text{日}$

### (ウ) オンライン診療医療機関

令和 2 年 12 月 29 日から令和 3 年 1 月 3 日までの期間に、1 日あたり合計 4 時間以上、発熱患者等のオンライン診療を実施する体制を確保した場合、1 日あたり 15 万円を支給(日数に応じて支給)。

年末・年始のオンライン診療の実施内容(診療日、診療時間、初診・再診の可否等)について、事前に県に「登録」を依頼。

県のホームページで、年末年始に発熱患者のオンライン診療を受け付ける医療機関として、医療機関名・実施内容・連絡先を公表することを支給の要件とする。

**(I) 薬局**

令和2年12月29日から令和3年1月3日までの期間に、1日あたり合計4時間以上、発熱外来等に対応する体制を確保した場合、1日あたり10万円を支給（日数に応じて支給）。

**エ 協力金の支給方法**

1月4日（月）以降、必要書類を添付した申請書等を県に提出。県は、実施状況を確認した上で、医療機関等に協力金を支給。

**(4) 予算と財源**

1,000,800 千円

（地方創生臨時交付金を活用するが当面は予備費等の既決予算で充当）

### 3 臨時の医療施設について

臨時の医療施設について、12月21日から4棟目を開棟するにあたり、改めて概要を報告するとともに、当該施設の即応病床数の取扱いを見直したことについて報告する。

#### (1) 臨時の医療施設の概要

##### ア 設置の根拠

新型インフルエンザ等対策特別措置法第48条第1項に基づき神奈川県知事が設置する「臨時の医療施設」として、180床規模の入院施設を開設

##### イ 運営主体・予算額

医療法法人沖縄徳洲会（沖縄県島尻郡八重瀬町字外間80番地）

(単位:千円)

契約区分	4月補正	6月補正	現計
「臨時の医療施設」整備業務委託	1,200,000	-	1,200,000
「臨時の医療施設」運営業務委託	1,800,000	3,510,000	5,310,000
計	3,000,000	3,510,000	6,510,000

##### ウ 沿革

4月13日	神奈川モデルの一環として、中等症患者を受け入れる「重点医療機関」の病床数を確保するため仮設医療施設を設置すると発表
4月22日	整備着手
5月1日	精神疾患症状があり新型コロナウイルス感染症に感染した方を受け入れる「精神科コロナ重点医療機関」に指定
5月18日	精神科・透析病床を含む39床が稼働（第一期）
6月29日	第五期整備（180床）が完了

##### エ 建物設備

###### (ア) 所在地

鎌倉市植木字峯ノ下

###### (イ) 敷地面積

1万7,003㎡

###### (ウ) 主な整備備品

	品目	設置場所	数量
1	プレハブ	—	5棟
2	ベッドサイドモニター	病室	70台
3	ストレッチャー	ナースステーション	11台
4	薬品冷蔵庫	ナースステーション	5台
5	ミキシング台	ナースステーション	6台
6	麻薬金庫（薬品棚）	ナースステーション	5台
7	調剤台（錠剤台）	ナースステーション	1台
8	与薬カート	ナースステーション	5台
9	セントラルモニター	ナースステーション	8台
10	除細動器	ナースステーション	3台
11	血ガス	ナースステーション	2台
12	エコー	ナースステーション	2台
13	パルスオキシメーター	ナースステーション	10台



	品目	設置場所	数量
14	輸液ポンプ	中央	41台
15	RO装置(ポータブル)・個人用透析コンソール	中央	3台
16	ポータブルX線装置 (プロテクター含む)	中央	2台
17	CT16 列	中央	1式

### オ 対象患者

- ・新型コロナウイルス感染症の陽性の中等症患者  
(酸素吸入まで、人工呼吸器などの補助治療は行わない)
- ・人工透析患者 (4床)
- ・精神疾患合併患者 (6床)

### カ 受入時間及び受入方法

- ・ 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部搬送調整班から、又は直接病院からの要請により、24時間体制で受け入れている。
- ・ 消防本部からの要請による受入れ (救急隊からの直接要請は不可)  
又は鎌倉保健福祉事務所からの紹介による受入れによる場合もある。

### キ 病床の稼働状況

	開院 日数	延患者	1日 平均	許可病床			稼働病床		
				病床数	平均	利用率	病床数	平均	利用率
5月	14日	55人	4人	546床	39床	10.1%	546床	39床	10.1%
6月	30日	132人	4人	2,832床	94床	4.7%	2,184床	73床	6.0%
7月	31日	429人	14人	5,580床	180床	7.7%	2,418床	78床	17.7%
8月	31日	1,203人	39人	5,580床	180床	21.6%	2,418床	78床	49.8%
9月	30日	1,370人	46人	5,400床	180床	25.4%	2,712床	90床	50.5%
10月	31日	1,343人	43人	5,580床	180床	24.1%	2,790床	90床	48.1%
11月	30日	1,515人	50人	5,400床	180床	28.1%	3,022床	101床	50.1%

### ク 患者数の状況

令和2年11月30日現在46名(県全体の患者数452名の10.2%)



## (2) 4棟目の開棟

12月21日から4棟目(34床)を新たに開棟することとなった(全180床のうち、143床で患者受入が可能)。

なお、引き続き、5棟目の開棟に向けて医療法人沖縄徳洲会と調整を進めている。

## (3) 臨時の医療施設における即応病床数の取扱い

臨時の医療施設の即応病床数を、4棟目の開棟を契機に180床から143床に改めた。

### (理由)

臨時の医療施設の即応病床180床は、医療人材等の効率的な活用の観点から、入院患者の動向を踏まえ病床数を増減させて運用しており、いざ、病床の拡大が必要となった際は、運営を担う医療法人沖縄徳洲会傘下の湘南鎌倉総合病院の病床を速やかに休床し、人員を配置する想定であった。

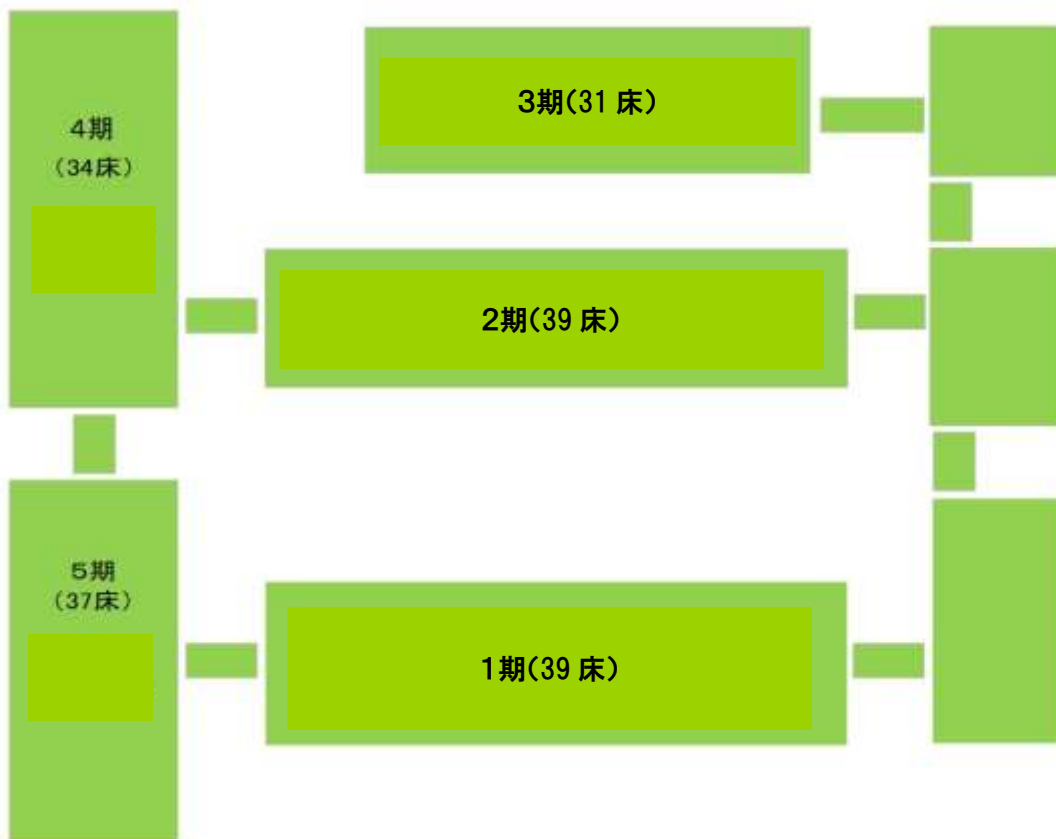
しかし、11月以降の感染拡大にあっては、当該病院の受入患者がほぼ満床状態であり、通常の救急医療との両立の観点から休床が困難な状況であったため、人員配置に時間を要する結果となった。

こうした実情を踏まえ、4棟目の開棟を契機に、実際に患者受入可能な病床数と即応病床数を一致させる取扱いに改めたもの。

施設位置図等  
1 位置図



2 平面図





感染者の発生状況等について

① 感染者の発生状況

12月20日時点で、県内における感染者は、クルーズ船における感染者等を除き16,852名となっている。

県内の症状別の発生状況（12月18日現在）

入院	重症	中等症	軽症・無症状	宿泊施設療養	自宅療養	死亡
	504名	51名	422名			

② 病床の確保状況

	対象	即応病床数 (～11/14)	即応病床数 (12/21 現在)	確保病床数
高度医療機関	重症 (人工呼吸器等が必要)	40	85	1,739
重点医療機関	中等症 (酸素吸入等が必要)	260	464	
重点医療機関 協力病院	疑似症、軽症等	350	212	
計		650	761	1,939

③ 宿泊療養施設（12月16日現在）

区分	室数・床数	利用者数
湘南国際村センター	95	65人
アパホテル<横浜関内>	451	110人
横浜市宿泊療養施設	163	34人
相模原宿泊療養施設	40	28人
横浜伊勢佐木町ワシントンホテル	399	90人
レンブラントスタイル本厚木	162	55人
パークインホテル厚木（トラベルインを含む）	282	23人
合計	1,592	405人

※横浜市宿泊療養施設は200床確保しているが、現在の利用可能数は163床となっている。